

## 「混合介護」の規制緩和検討

### ◆「混合介護の弾力化」公正取引委員会の提言がきっかけで注目

介護保険の制度改革をめぐり、介護保険給付の対象となるサービス（以下「保険内サービス」と全額自己負担の保険適用外サービス（以下「保険外サービス」）を組み合わせ提供する「混合介護」が注目を集めている。2016年9月に公正取引委員会（以下、公取委）が混合介護を利用し易くするよう弾力化を求める提言をまとめたのがきっかけだ。

00年に介護保険制度創設当初から混合介護は認められてきたが、厚生労働省は、介護報酬対象が区分けしにくくなり費用算定を複雑にさせるという理由で、保険内・外のサービスの同時・一体的な提供は認めないことを原則としてきた。たとえば訪問介護サービスにおいて、利用者の食事の支度と一緒に、同居家族の食事の支度はできない。公取委はこうした状況を事実上の「規制」と捉え、弾力化によって効率的サービスが可能になり、事業者の収益機会も広がるとみている。

### ◆積極派と慎重派に分かれる意見

混合介護の弾力化については、積極派と慎重派に分かれる。積極派の日本在宅介護協会は、「民間の創意工夫を生かした多様なサービスが広がれば利用者にも事業者にもメリットがある」と説く。一方、弾力化に慎重な厚労省は、「不明朗に料金が徴収されるなど利用者負担が不当に拡大する恐れがないか」「過剰サービスにより自立支援・重度化防止を阻害する恐れがないか」といった留意点を挙げている。またサービス提供事業者からは「混合介護を認める線引きに地域差があり曖昧」「保険外サービスへの利用者の理解が低い」といった声も聞かれる。

政府の規制改革推進会議も検討を始め、17年2月には公開ディスカッションを開催し、厚労省や自治体、事業者などと弾力化によるメリットや解消すべき課題について議論する。また16年12月に、小池百合子都知事が、国家戦略特区制度を活用した混合介護のモデルを検討すると表明、豊島区が手を挙げ協議を始めた。

介護保険制度の見直しも検討されており、家族を含む利用者、事業者、自治体等を交えた混合介護の本格的な議論が進むことが期待される。 【秋元真理子】